

福島県沿岸海岸保全基本計画の変更に向けた検討会設置要綱

(名称)

第1条 本検討会は、「福島県沿岸海岸保全基本計画の変更に向けた検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、福島県が海岸法に基づく海岸保全基本計画を変更するにあたり、福島県に技術的助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、その目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 計画外力の設定に関すること
- (2) 海岸保全施設に係る防護水準の設定に関すること
- (3) 海岸保全基本計画の策定に関すること
- (4) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、会長1名及び委員8名で別表1に定める者をもって構成する。
また、会長は必要に応じて関係する者を検討会に招集することが出来る。

(会長)

第5条 検討会は、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、検討会を代表し議長となる。なお、会長が職務を遂行出来ない場合は、予め会長が指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、福島県土木部河川計画課に置き、別表2に示す各課の担当者により構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月19日から施行する。

令和 8 年 8 月 19 日現在
敬 称 略

(別表 1)

<u>うどう けいこ</u> 有働 恵子	東北大学大学院工学研究科土木工学専攻水環境学講座 教授
<u>ながばやし ひさお</u> 長林 久夫	日本大学工学部名誉教授
<u>わたなべ くにひろ</u> 渡邊 国広	国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長
<u>はせがわ ようへい</u> 長谷川 洋平	福島県農林水産部農村基盤整備課長
<u>せんぎき しゅうみ</u> 先崎 秋実	福島県農林水産部農地管理課長
<u>たちばな よしみ</u> 橘 吉美	福島県農林水産部森林保全課長
<u>さとう たけはる</u> 佐藤 岳晴	福島県土木部河川計画課長
<u>おがわ こうじ</u> 小川 航司	福島県土木部河川整備課長
<u>さとう かんじろう</u> 佐藤 幹二郎	福島県土木部港湾課長

下線：昨年度から変更

(別表 2)

福島県農林水産部農村基盤整備課

福島県農林水産部農地管理課

福島県農林水産部森林保全課

○福島県土木部河川計画課

福島県土木部河川整備課

福島県土木部港湾課

○：事務局